最終更新日:2015年7月10日

スルガ銀行株式会社
取締役社長 岡野 光喜
問合せ先:経営企画部 企画 03-3279-5535
証券コード:8358
http://www.surugabank.co.jp/surugabank/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業として目指すべき方向性を明確化にした「Our Philosophy(私たちの価値観)」を定め、社会における自らの存在意義や、企業行動の原則、経営において大切にすべき考えを明らかにし、企業活動を展開するうえでの当社(グループ)共通の価値観としています。
「Our Philosophy」では、「ライフアンドビジネスコンシェルジュとして<夢をかたちに>する、<夢に日付を>いれるお手伝い」をミッション(私たちの使命)に掲げ、当社(グループ)の社会的使命としています。このミッションの実現のため、ターゲット(目標)ならびにポリシー(普遍的な経営方針)を定めています。
この「Our Philosophy」の実践を通じて、経営の最優先課題の一つとして、より実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築・運営に取り組んでいます。
当社は、経営における監督と執行の機能を分離し経営の効率性を高めるために執行役員制度を導入するとともに、取締役会の活性化と経営の透明性を高めるために社外取締役を選任し、経営環境の変化等に柔軟にかつ機動的に対応できる経営形態をとっております。また、当社は監査役制度を採用しており、監査役が取締役の職務の執行を監査しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エス・ジー・インベストメント株式会社	12,702,892	4.92
スルガ総合保険株式会社	10,999,644	4.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,476,000	4.05
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	8,829,848	3.42
明治安田生命保険相互会社	7,351,883	2.84
エス・ジー・アセット株式会社	6,750,885	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,011,000	2.32
一般財団法人スルガ奨学財団	5,401,450	2.09
シィアンドシィ・システム株式会社	4,709,000	1.82
SAJAP(常任代理人 三菱東京UFJ銀行)	4,589,000	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
成毛 眞	他の会社の出身者											
安藤 佳則	他の会社の出身者								○			
大石 佳能子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
成毛 眞	○	――	＜社外取締役の選任理由＞ 長年企業経営に携わり、IT分野ならびに経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した客観的、中立的な立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。

安藤 佳則	○	＜社外役員の属性情報＞ 同氏は、当社の取引先である知識工房(株)の代表者です。当社は知識工房(株)へ研修の実施を依頼しております。取引金額については、僅少であり、独立性に影響を与える恐れはありません。	＜社外取締役の選任理由＞ 企業の経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した客観的、中立的な立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。
大石 佳能子	○	―――	＜社外取締役の選任理由＞ 企業経営に携わるとともに、医療界をはじめとする広範囲にわたる豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した客観的、中立的な立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査を効率的、効果的に行なうため、会計監査人から監査計画、監査実施体制および監査結果について説明を受け、また、年2回の定期的な意見交換会や、会計監査人による本部・営業店の監査ならびに監査講評への立会いを通じて、意見ならびに情報の交換を行なうなど緊密な連携を図っております。
また、監査役は監査部と年2回定期的に意見交換会を開催し、監査の方針、計画ならびに実施状況について意見交換を行ない、業務監査の講評に立会うなど、緊密な連携を図っております。さらに内部監査報告書を定期的に閲覧し、監査役監査の効率化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木下 潮音	弁護士										○			
島田 精一	他の会社の出身者										○			
伊東 哲夫	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下 潮音	○	＜社外役員の属性情報＞ 同氏は、顧問契約先である第一芙蓉法律事務所に勤務しております。第一芙蓉法律事務所との取引金額は僅少であり、独立性に影響を与える恐れはありません。	＜社外監査役の選任理由＞ 弁護士として法務に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した立場にあり、客観的、中立的な立場から監査していただけるものと判断したためであります。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。
島田 精一	○	＜社外役員の属性情報＞ 同氏は、当社の取引先である日本ユニシス株式会社の出身者です。同社との取引はシステム開発ならびに運用の委託取引であり、一般的取引条件に基づくものであり、独立性に影響を与える恐れはありません。 同氏は、当社の取引先である独立行政法人住宅金融支援機構の出身者です。同機構との取引は住宅ローン業務の提携であり、独立性に影響を与える恐れはありません。	＜社外監査役の選任理由＞ 長年企業経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した立場にあり、客観的、中立的な立場から監査していただけるものと判断したためであります。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。
伊東 哲夫	○	＜社外役員の属性情報＞ 同氏は、当社の取引先である伊東法律事務所の代表であります。同法律事務所とは、現在顧問弁護士契約はございません。取引金額については僅少であり、独立性に影響を与える恐れはありません。	＜社外監査役の選任理由＞ 静岡県弁護士会会長等を歴任し、弁護士として法務に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、また業務執行を行なう経営陣から独立した立場にあり、客観的、中立的な立場から監査していただけるものと判断したためであります。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と特別な利害関係がなく、また独立した公正な立場で、業務執行の妥当性等当社の経営について客観性ならびに中立性を重視した助言をいただけるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図り、株主の皆さまの利益に資することを

目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社取締役ならびに従業員等に対し、その役職に応じて新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、経営理念に基づいた社会的価値の向上を目指し、経営者の使命と役割を明確に定め、役員の報酬を支払っております。役員報酬の基本方針は定めておりませんが、具体的な支払基準は次のとおりです。
役員報酬は、平成18年6月27日開催の第195期定時株主総会において、取締役は500百万円以内、監査役は100百万円以内とする決議をいただき、その範囲内において、支給対象者の役位、在任年数などをもとにして基準を定めた内規に基づき決定しております。取締役に対しては、その基準をベースとして、当期の業績ならびに業績への貢献度などの諸般の事情を勘案し、適正に決定しております。監査役に対しては監査役の協議により、適正に決定しております。
役員賞与は、業績等を勘案し、取締役会ならびに監査役の協議にて支払額を決定し、役員退職慰労金につきましては、株主総会にて決議をいただき、当社の定める内規に基づき、支払を行なっております。
さらに、ストックオプションとしての報酬は、上記報酬等限度額とは別に、株主総会にて都度決議をいただいております。ストックオプションにおいて割り当てる新株予約権の数は、インセンティブの効果等を勘案して決定しております。
なお、当社は、使用人を兼務する役員はおりませんので、使用人給与は支払っておりません。
当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

単位：百万円

<役員区分>	<員数>	<うち基本報酬>	<うち賞与>	<現金報酬小計>	<ストック・オプション>	<退職慰労金>	<報酬等の総額>
取締役	7	268	132	400	9	156	567
監査役	2	36	8	44	―	9	53
社外役員	7	57	―	57	―	―	57

単位：百万円

<役職・氏名>	<うち基本報酬>	<うち賞与>	<現金報酬小計>	<ストック・オプション>	<退職慰労金>	<報酬等の総額>
取締役 岡野 光喜	81	40	121	2	68	192
うち当社	81	40	121	2	68	192
うち子会社	―	―	―	―	―	―
取締役 岡野 喜之助	72	39	111	2	42	155
うち当社	72	39	111	2	42	155
うち子会社	―	―	―	―	―	―

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

・社外取締役の職務遂行をサポートするため、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適時に行なっております。
・社外監査役を含めた監査役を補佐するために、監査役会事務局を設置し、専属の社員を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 取締役会
取締役会は、経営に関する重要事項、基本方針等の策定や業務執行の決定等を行なっております。
取締役会は取締役11名（うち社外取締役は3名）で構成され、原則月1回開催しております。

2. 監査役会
監査役会は、監査方針ならびに監査計画に基づき、取締役会等への出席のほか取締役の職務執行状況等を監査しています。
監査役会は監査役5名（うち社外監査役は3名、うち女性1名）で構成され、原則月1回開催しております。
会計監査人、監査部、経営企画部コンプライアンスおよび連結子会社等の常勤監査役と定期的な会合を持ち相互理解を深め連携を図っております。

3. 経営会議
経営会議は、常勤取締役8名で構成され、原則毎月1回開催しております。
取締役会で決定した経営方針に基づく計画その他重要な事項について審議ならびに決議をしております。

4. 執行会議
執行会議は、指名された執行役員数名で構成され、原則毎月2回開催しております。
業務執行等についての重要な事項について審議ならびに決議をしております。

5. リスク委員会
統合リスク管理委員会ほか各種リスク委員会を設置し、リスク管理体制の強化ならびに経営の高度化を図っております。

6. 内部監査
被監査部門から独立した経営会議直轄の組織として、「内部監査規程」その他社内規程等により、内部統制の適切性・有効性を検証しております。
内部監査の状況については、取締役会ならびに経営会議に適切に報告を行なっております。

7. 役員の選任
役員の選任は、業務に精通し、人格・識見ともに優れ、実行力に富みその職務を全うする者を株主総会の決議により選任しております。
また、役員の報酬は、取締役と監査役に区分し、各々その総額を株主総会の決議をもって決定しております。

8. 社外取締役に関する事項
取締役会の活性化と経営の透明性を高めるために、社外取締役を選任しております。
社外取締役は、取締役会等に出席し、豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、適切な発言を行なっております。

9. 監査役の機能強化に係る取組み状況
「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」ならびに「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」等に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営における監督と執行の機能を分離し経営の効率性を高めるために執行役員制度を、取締役会の活性化と経営の透明性を高めるために社外取締役を選任し、経営環境の変化等に柔軟にかつ機動的に対応できる経営形態をとっております。
また、当社は監査役制度を採用しており、監査役が取締役の職務の執行を監査しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の方にご出席をいただくため、年間を通し最も集中する日とならないように、開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットを利用しての議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
その他	株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しております。 平成27年6月より、英文の招集ご通知を作成し当社ホームページに掲載しております。 「連結計算書類の連結注記表」ならびに「計算書類の個別注記表」につきましては、法令ならびに定款の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様にご提供させていただいております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内決算IRを年2回（平成26年11月28日、平成27年5月28日）開催し、当社の営業戦略ならびに決算について説明を行なっております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年6月シンガポール、また同年同月ロンドンを訪問し、当社の営業戦略ならびに決算について投資家に説明を行なっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資者向け情報として、IR資料、有価証券報告書、半期報告書、決算情報、ディスクロージャー誌、株主総会招集通知、（英文）IR資料・（英文）決算情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては、経営管理部が担当しております。 担当窓口：03-3279-5536（小田）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程第1編第1章経営方針の企業理念の目標として「各ステークホルダーとの厚い信頼が成長のエネルギーとなる企業」、また経営理念の成長のあり方として「各ステークホルダーとの価値交換性の向上を成長と定義する」と規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステム（EMS）を導入し、環境問題に対して積極的に取り組んでおります。また、環境に配慮した金融商品・サービス等の提供や富士山清掃へ参加するなど地域社会の特色ある文化づくり、経済の活性化への取り組みも行なっております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営理念・普遍的な経営方針の一つとして「限りなく透明性と納得性を高める経営」を掲げるとともに、ディスクロージャーとアカウンタビリティの充実がより実効性のあるコーポレートガバナンスの構築のための重要課題であると認識しています。
その他	社外取締役3名のうち女性1名、社外監査役3名のうち女性1名を選任しております。 ＜女性の活躍支援の主な取組み＞ 女性社員の長期的キャリア形成の支援やワークライフバランス実現のため、各種の取組みを行なっております。 ・育休中のスキルアップ支援、職場復帰準備のためのインターネットプログラムの無償提供

	・地域限定総合職への転換制度 ・結婚、配偶者の転勤に伴う勤務地変更希望への対応等 これらの取組みにより、平成27年度期初の女性管理職は、部長2名、支店長5名、出張所長1名、ショップ長（個人リテール特化型店舗の責任者）17名など、合計で128名となっており、全管理職に占める女性比率は、平成16年の4．6%（30名）から13．9%に増加しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、コンプライアンスの実践を経営理念として位置付け、「コンプライアンス規程」その他の社内規程等を制定するとともに、内部統制の強化と継続的な啓発活動により、実効性のあるコンプライアンス体制を構築しております。
（2）常勤取締役等をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、当該委員会においてコンプライアンスに関する重要な事項を審議・報告しております。
また、経営企画部にコンプライアンス統括部署を設置し、当該部署においてコンプライアンスに関する企画・管理を統括しております。
さらに、全部署・営業店にコンプライアンス責任者ならびに内部責任者を配置し、全部署・営業店におけるコンプライアンスの遵守状況をチェックする体制を整備しております。
（3）法令、社内規程および社会規範を遵守することを明文化した「ビジネス・ガイドライン」を策定し、取締役ならびに使用人はこれに則り行動しております。
また、具体的な行動指針である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス統括部署ならびに内部監査部門においてその遵守状況をチェックしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存ならびに管理に関する体制
（1）当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令ならびに各種の社内規程等に基づき、適切かつ確実に保存・管理する体制を構築しております。
（2）情報資産の機密性、完全性、可用性確保の観点から、情報資産の重要度に応じて管理レベルを分け、情報の管理が有効に機能する体制を確立しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、「統合的リスク管理規程」その他の社内規程等を定め、信用リスク、システムリスク等の様々なリスクに対処するための各種リスク委員会を設置して、リスクの個別管理を行なうとともに、これらの委員会を統括する統合リスク管理委員会を設けて、各種リスクを総括的に管理する体制を構築しております。
（2）不測の事態が発生したときは、社内規程等に基づき社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行うリスク管理体制を確立しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
（1）当社は、「組織規程」その他の社内規程等に基づき、経営会議ならびに執行会議を設置しております。経営会議は、経営管理等に係る事項の審議を行ない、執行会議は、業務執行等に係る事項の審議を行なうものとし、これらの会議体における慎重かつ機動的な審議を通じて、適正かつ効率的な取締役の職務執行を確保する体制を構築しております。
（2）当社は、「組織規程」「執行役員規程」に基づいて執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決議により選任され、取締役会の経営管理の下、適正かつ効率的な業務執行をしております。
（3）社長は、当社の最高経営責任者（CEO）として、取締役会の定める方針に基づき、当社の業務を統括しております。
（4）当社は、業務の適切性を確保するため、定期的なモニタリング機能を充実させ、PDCAサイクルによるプロセス管理を行なう体制を整備しております。

5. 当社ならびに連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、「連結子会社等管理規程」、「監査役への報告規程」その他の社内規程等を定め、連結子会社等が行なう業務について、事前に協議し、または報告をさせることにより、連結子会社等の健全化ならびに業務の円滑化を図り、グループ全体の経営管理を適切に行なう体制を構築し、連結子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備しております。
（2）当社は、「内部監査規程」、「臨店監査規程」を定め、連結子会社等のリスク管理の状況について、実効性のあるモニタリング等を実施しております。また、「統合的リスク管理規定」を定め、連結子会社等のリスクについて、リスクの影響度を勘案したうえで、統合的リスク管理を行なう体制としております。
（3）当社は、「組織規程」その他の社内規程等に基づき、連結子会社等の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行なわれることを確保する体制を構築しております。
（4）当社ならびに連結子会社等は、共通の価値観である「Our Philsophy」を明確化し、企業の社会における存在意義や企業行動の原則、経営において大切にすべき考えを共有しております。また、「コンプライアンス規程」を定め、すべての取締役ならびに使用人等に周知徹底し、グループ全体のコンプライアンス体制を確立するなど、連結子会社等の取締役等の職務の執行が法令ならびに定款に適合することを確保するための体制を構築しております。
（5）当社ならびに連結子会社等は、会計基準その他関連する諸法令等を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備しております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する支持の実効性確保に関する事項
（1）監査役の職務を補助すべき専属の使用人として、監査役補助者を任命しております。
（2）監査役補助者は、取締役から独立した立場を堅持し、監査役の指揮命令に従う体制を確保しております。また、監査役補助者の人事考課や人事異動等については、常勤監査役と事前協議を行なっております。

7. 当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
（1）当社ならびに連結子会社等の取締役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、法令ならびに社内規程等に基づき監査役へ報告を行なうほか、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告を行なう体制としております。
（2）当社ならびに連結子会社等は、使用人等がコンプライアンス上の問題につき直接経営企画部コンプライアンスならびに外部の法律事務所に報告・相談できるコンプライアンス・ヘルプラインを整備し、受け付けた通報について監査役に報告をする体制としております。
（3）当社ならびに連結子会社等は、監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。
（4）監査役会は、必要に応じ、当社ならびに連結子会社等の会計監査人、取締役、監査部、経営企画部コンプライアンス等に属する使用人その他の者に対して報告を求めることができる体制としております。
（5）監査役は、毎月開催される取締役会へ出席するほか、社内規程等に基づき経営会議その他の会議にも出席し、取締役等からの報告を

聴取できる体制としております。
（6）監査役は、監査部が実施した連結子会社等の監査結果について、連結子会社等の所管部署である経営企画部より、報告を受ける体制としております。

8. 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
（1）監査役は、監査役監査を効率的、効果的に行なうため、会計監査人、監査部、経営企画部コンプライアンスとの連係を強化するとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互認識を深め、監査役監査の実効性確保に資する体制としております。
（2）当社は、監査役の職務の執行に係る費用等については、毎年一定額の予算を設けております。また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続き、その他の職務の執行について生ずる費用等についても、監査役監査の実効性が確保できるよう対処しております。

9. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制
（1）当社ならびに連結子会社等は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「倫理規範」「行動基準」「コンプライアンス規程」その他の社内規程等を制定しております。反社会的勢力とは銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断し、反社会的勢力を排除する体制としております。
（2）当社は、反社会的勢力に対する対応を統括する部署を経営企画部に設け、社内関係部門および外部専門機関との協力体制を整備しております。
（3）当社ならびに連結子会社等は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときには、統括部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

〇反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社ならびに連結子会社等は、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、反社会的勢力とは銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断し、反社会的勢力を排除することを内容とする基本方針を定めております。

〇反社会的勢力排除に向けた整備状況

1. 社内規則の整備状況
当社では上記基本方針に則り、具体的な内容を社内規程等に定めております。

2. 対応統括部署及び不当要求防止責任者
当社ではコンプライアンス統括部署を反社会的勢力に関する対応を統括する部署とし、反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制を整備しております。
また、不当要求防止責任者を各営業拠点・本部部署等に設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応する体制を整備しております。

3. 外部の専門機関との連携状況
当社では、コンプライアンス統括部署が平素から外部専門機関（警察、弁護士等）との緊密な連携関係の構築に努めるとともに、各営業店においても最寄の警察署等との協力体制を整備しております。

4. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社ではコンプライアンス統括部署が、反社会的勢力に対する情報収集ならびに一元的な管理を行なっております。

5. 対応マニュアルの整備状況
当社では、コンプライアンス規程に反社会的勢力に対する対応について定めております。

6. 研修活動の実施状況
当社では反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、定期的な研修を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

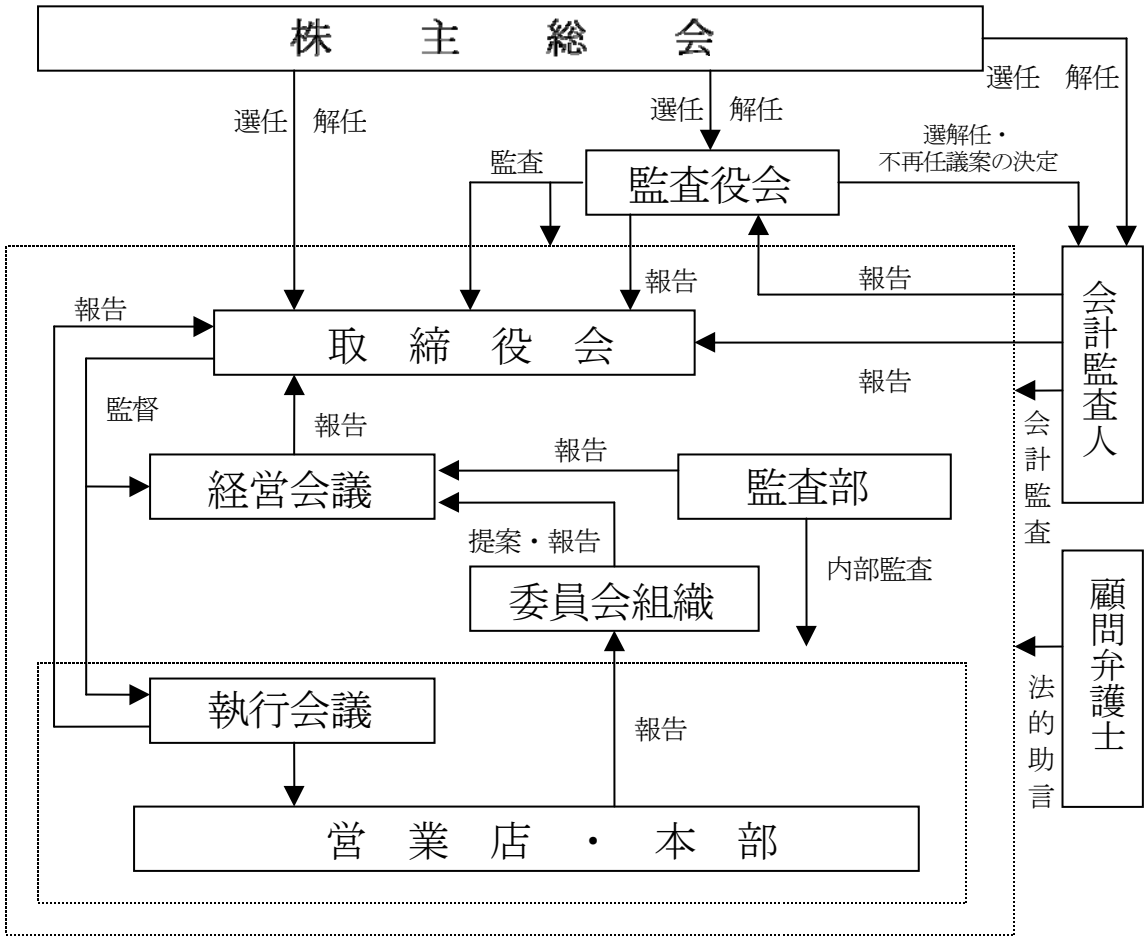
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、会社法施行規則第118条第3号に定める基本方針は策定しておりませんが、財務ならびに事業の方針の決定を支配することを目的とした当社株式の大量取得行為の対象とならないよう、株主価値の向上、より実効性のあるコーポレートガバナンスの構築・運営、株主・顧客・社員・地域社会などのステークホルダーとの信頼関係の維持に努めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

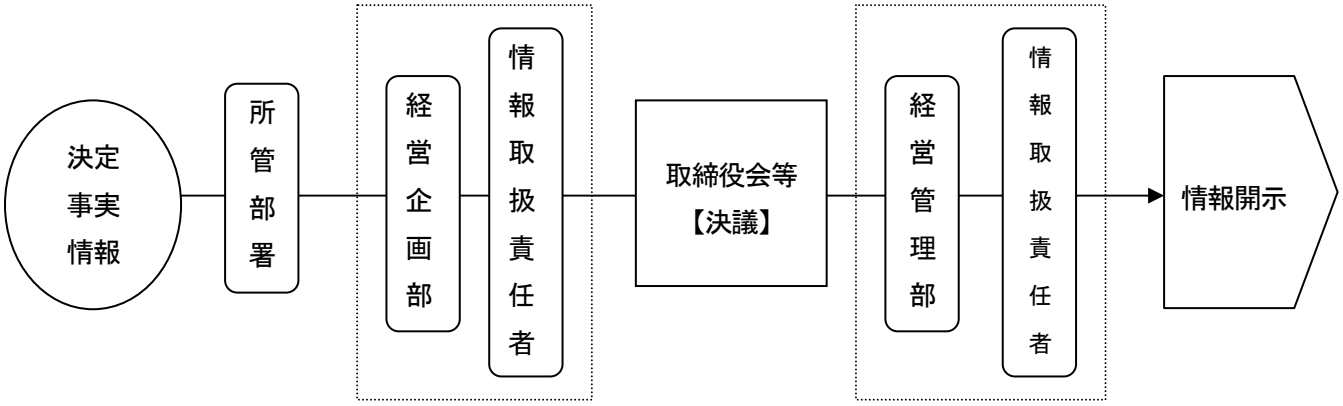
＜コンプライアンスに関する事項＞
当社では、コンプライアンス委員会を経営レベルで各種リスクの実態や問題点について審議・提案・報告を行なう機関として強化し、実務レベルでのコンプライアンスに関する諸問題を審議・提案・報告するため、コンプライアンス委員会の下部組織として、コンプライアンス・情報セキュリティリスク委員会を設置しております。コンプライアンスの一元管理態勢をさらに強固なものとするため、両委員会のより一層の機能強化を図ってまいります。
＜適時開示体制の概要＞
当社は、投資者の視点に立った迅速、正確かつ公正な会社情報の開示を適切に行なうことを目的として、「会社情報の開示に関する規程」を制定し、会社情報の開示に係る社内体制の維持・向上に努めています。
本規程において、当社ならびに連結子会社等における決定事実に関する情報、発生事実に関する情報もしくは決算等に関する情報で重要な会社情報を迅速、正確かつ公平に開示に努めるよう定めております。


株　主　総　会
選任
解任
選任
解任
選任
解任
監査
監査役会
選解任・
不再任議案の決定
報告
報告
報告
取　締　役　会
監督
報告
報告
経営会議
監査部
提案・報告
委員会組織
内部監査
執行会議
報告
営　業　店　・　本　部
会計監査人
会計監査
顧問弁護士
法的助言

情報開示に係る組織体制図

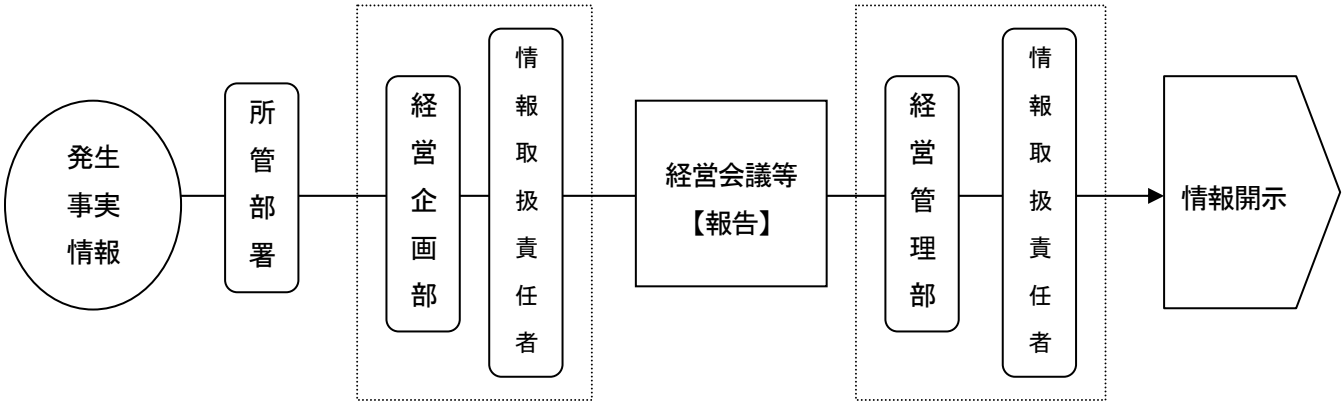
１．決定事実に関する情報

会社の重要な施策に係る決定事実に関する情報は、取締役会等の承認後直ちに情報開示を実施します。



２．発生事実に関する情報

会社の重要な施策に係る発生事実に関する情報は、経営会議等の承認後直ちに情報開示を実施します。



３．決算に関する情報

決算内容に関する情報は、取締役会等の承認後直ちに情報開示を実施します。

